

地域	カザフスタン共和国
日付	2022年3月28日
法律事務所	Grata Law Firm
役職名、氏名	Darya Zhanysbayeva
連絡先	DZhanysbayeva@gratanet.com

## 質問事項

### I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

*GRATA KAZAKHSTAN:* はい。上記の個人情報保護に関する情報は、2013年5月21日付の「個人情報およびその保護に関するカザフスタン共和国法」(以下、「個人情報保護法」)に記載されています。

- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

*GRATA KAZAKHSTAN:* はい。個人情報保護法には、公的分野における情報を含む個人情報保護に関する規定が含まれています。

- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

*GRATA KAZAKHSTAN:* 2004年7月5日付の通信に関するカザフスタン共和国法では、加入者に関するサービス情報とは、通信ネットワークにおける防諜活動や運営研究活動を行うことのみを目的として利用される加入者に関する情報であり、以下のものを含むと定められています。

- 加入者番号に関する情報(加入者番号の所有者の個人識別番号(個人の場合)または企業識別番号(法人の場合)に関する情報を含む)
- 携帯電話加入者デバイスの識別コードに関する情報(個人識別番号(個人用)または事業者識別番号(法人用)に関する情報を含む)
- 請求に関する情報(加入者が受けたサービスに関する情報)
- 技術規則の要件に基づくネットワーク上の加入者デバイスの位置
- データ伝送ネットワークにおけるアドレス
- データ伝送ネットワークにおけるインターネットリソースへのアクセスのアドレス
- インターネットリソース識別子
- データ伝送ネットワークプロトコル

加入者に関する上記のサービス情報は、運営研究活動および防諜活動を行うための

み利用されます。

また、加入者に関するサービス情報の保存は、カザフスタン共和国域内のみで実施されます。海外にいるカザフスタン共和国の加入者に通信サービスを提供する場合を除き、加入者に関するサービス情報をカザフスタン共和国域外に移転することは禁じられています。<sup>1</sup>

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

## II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: 2013年5月21日付個人情報およびその保護に関するカザフスタン共和国法

① 「個人情報」の定義	個人情報の主体に関する情報で、電子、紙、その他の物質的媒体に記録されたもの。 <sup>2</sup>  理解のために、「個人情報の主体」とは、個人情報が関連する個人(以下、「データ主体」)のことに留意してください。 <sup>3</sup>
② 法律の適用範囲	個人情報保護法は、個人データの収集、処理および保護に関する関係を規制しています。 <sup>4</sup> この法律は、公的分野・私的分野の両方において、個人との関係に適用されます。 個人情報保護法は、以下から生じる関係には適用されません。 1) データ主体が個人的および家族的な必要性のためにのみ個人情報を収集、処理、保護する場合で、他の個人および(または)法人の権利およびカザフスタン共和国の法律の要件に違反しない場合。 2) カザフスタン共和国の国立公文書館基金および公文書館に関するカザフスタン共和国法に従い、個人情報を含む同公文書館の文書その他の公文書の作成、保管および利用。 3) 1999年3月15日付国家機密に関するカザフスタン共和国法に基づく、国家機密に分類される個人情報の収集、処理、および保護。 4) 諜報、防諜、作戦、捜査活動の過程での個人情報の収集、処理および保護、ならびにカザフスタン共和国法で定められた範囲内での保護対象者・対象物の安全を

<sup>1</sup> 2010年3月30日付「電気通信事業者による加入者サービス情報の収集および保存に関する規則の承認に関するカザフスタン共和国政府令」第6.1条

<sup>2</sup> 個人情報保護法第1条第2号

<sup>3</sup> 個人情報保護法第1条第16号

<sup>4</sup> 個人情報保護法第3条第1項

	確保するための保安措置の実施。
③ 地理的範囲	カザフスタン共和国

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

GRATA KAZAKHSTAN:外国の領土への個人データの越境移転は、これらの国が個人データの保護を保証している場合にのみ実行されることに留意する必要があります。<sup>5</sup> したがって、当該国家には、個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約(1981年1月28日、ストラスブール)に加盟している国家が含まれます。

### III. OECD プライバシーガイドライン

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

理解のために、個人データを含むデータベースの運営者とは、個人データを収集、処理、保護する国家機関、個人、(または)法人であることに留意してください。<sup>6</sup>

また、個人情報を含むデータベースの所有者とは、カザフスタン共和国法に従って、個人情報を含むデータベースを所有、利用、処分する権利を行使する国家機関、個人、(または)法人を指します。<sup>7</sup>

なお、カザフスタン共和国における個人情報の収集、処理および保護は、以下の原則に従って行われます。<sup>8</sup>

- 1) 人および国民の憲法上の権利および自由の尊重
- 2) 合法性
- 3) アクセス制限された個人情報の機密性
- 4) データ主体、所有者、運営者の権利の平等
- 5) 個人、社会、国家の安全の確保

(a) 収集制限の原則:

GRATA KAZAKHSTAN: はい。個人情報保護法によると、個人情報の収集と処理は、所有者および(または)運営者、さらに第三者(データ主体またはその法定代理人の同意を得た者)によって

<sup>5</sup> 個人情報保護法第16条第2項

<sup>6</sup> 個人情報保護法第1条第10号

<sup>7</sup> 個人情報保護法第1条第9号

<sup>8</sup> 個人情報保護法第5条

行われます。<sup>9</sup>

また、個人情報の処理は、特定の、あらかじめ決められた、正当な目的を達成するために限定されるべきです。<sup>10</sup>個人データ収集の目的と相容れない個人データの処理は許可されません。<sup>11</sup>

個人データの内容および量が、処理目的に照らして過剰である場合は、処理の対象とはなりません。すなわち、カザフスタン共和国法は、あらかじめ定められた特定の目的を達成するために必要な範囲でのみ、個人データを収集することを認めています。意図的に目標を超える量の個人情報を収集した場合は、カザフスタン共和国の法令に違反することになります。

また、カザフスタン共和国法は、個人データの違法な収集または処理に対する責任を定めており、65～500米ドルの罰金が科せられます。

(b) データ内容の原則:

GRATA KAZAKHSTAN: はい。前述したように、個人データの処理は、特定の、あらかじめ決められた、正当な目的を達成するために限定される必要があります。個人データ収集の目的と相容れない個人データの処理は許されません。

個人データの内容および量が、その処理目的に対して過剰である場合は、処理の対象とはなりません。すなわち、カザフスタン共和国法は、あらかじめ定められた特定の目的を達成するために必要な範囲でのみ、個人データを収集することを認めています。意図的に目標を超える量の個人情報を収集した場合は、カザフスタン共和国の法令に違反することになります。

また、カザフスタン共和国法は、個人データの違法な収集または処理に対する責任を定めており、65～500米ドルの罰金が科せられます。

(c) 目的明確化の原則:

GRATA KAZAKHSTAN: はい。個人データの利用は、所有者、運営者、および第三者によって、あらかじめ明示された収集目的のためにのみ実行されるべきです。<sup>12</sup>実務上は、個人データは、政府のサービスを含むオンラインサービスを通じて収集されます。そのため、データ主体がこのリソースが個人データを利用しているという通知を受け取り、自己の個人データの収集および処理に同意する必要があります。また、リソース上には、「プライバシーポリシー」のような、個人データがどのような目的で収集・処理されるかを示す文書も存在します。

通常、個人データの収集目的は、収集時および当該収集への同意より前に示されます。

(d) 利用制限の原則:

---

<sup>9</sup> 個人情報保護法第7条第1項

<sup>10</sup> 個人情報保護法第7条第8項

<sup>11</sup> 個人情報保護法第7条第9項

<sup>12</sup> 個人情報保護法第14条

GRATA KAZAKHSTAN: はい。前述のとおり、個人データの利用は、所有者、運営者、第三者によって、事前に明示された収集目的のためにのみ行われる必要があります。また、個人情報の収集と処理は、データ主体の同意を得て、または、カザフスタン共和国の権限を有する機関が求める場合にはデータ主体の同意なしに行われます。

データ主体またはその法定代理人の同意なしに個人データの収集と処理が行われるのは、以下の場合です。<sup>13</sup>

- 1) 法執行機関、裁判所、その他権限を有する国家機関が、行政犯罪や強制執行手続を開始・検討する活動を行う場合
- 2) 国家の統計活動を行う場合
- 3) 国家機関が、データの非個人化義務を負うことを条件に、統計目的のために個人データを利用する場合
- 4) カザフスタン共和国が批准した国際条約を履行する場合
- 5) データ主体またはその法定代理人の同意を得ることが不可能な場合、人および市民の憲法上の権利と自由を保護する場合
- 6) ジャーナリストの正当な職業活動、および(または)テレビ、ラジオチャンネル、定期刊行物、通信社、オンライン出版物の活動、または科学・文学・その他の創造活動を行う場合(ただし、人権、市民権、および自由の確保に関するカザフスタン共和国法の要件を遵守することを条件とします)
- 7) カザフスタン共和国法に基づいて個人データ(公職に選ばれた候補者の個人データを含む)を公開する場合
- 8) データ主体がカザフスタン共和国法に基づく個人データの提出義務を履行しなかった場合
- 9) 金融市場および金融組織を規制、管理、監督する国家機関が、カザフスタン共和国法に基づき、個人および法人から情報を受領する場合
- 9-1) 税(関税)を管轄および(または)管理する国家歳入機関が、カザフスタン共和国法に基づいて、個人および法人からの情報を受領する場合
- 9-2) カザフスタン共和国法で規定されている場合、電子情報リソースを保管するために、アクセス制限付きの個人データを含む電子情報リソースのバックアップコピーを、単一の国家バックアッププラットフォームへ移転する場合
- 9-3) カザフスタン共和国法の要件に従うことを条件に、共同事業の登録のために、その事業活動に直接関連する事業体の個人データを利用する場合

また、個人データへのアクセスは、カザフスタン共和国法に異なる規定がない限り、個人データの収集と処理に関して所有者および/または運営者に与えられたデータ主体またはその法定代理人の同意の条件によって決定されます。

---

<sup>13</sup> 個人情報保護法第9条



所有者および(または)運営者および(または)第三者が、個人情報保護法の要件を確実に遵守する義務を負うことを拒否した場合、またはそれができない場合、個人データへのアクセスは禁止されなくてはならないとされています。<sup>14</sup>

第三者は、国家機関および(または)国家法人による情報化対象に含まれる個人データを、電子政府ウェブポータルを介して受け取ることができます。ただし、国家サービスを通じて確認されたデータ主体の同意に基づく必要があります。<sup>15</sup>

(e) 安全保護の原則:

GRATA KAZAKHSTAN: カザフスタン共和国法律によれば、個人データの収集と処理は、その保護が確保されている場合にのみ行うことができます。<sup>16</sup>

個人データの保護は、法律的、組織的、技術的な以下の一連の措置を講じることによって行われます。<sup>17</sup>

- 1) プライバシーならびに個人および家族の秘密に対する権利の実現
- 2) 情報の完全性および安全性の確保
- 3) 機密性の保護
- 4) アクセス権の行使
- 5) 違法な収集と処理の防止

(f) 公開の原則:

GRATA KAZAKHSTAN: アクセス性の原則に基づき、個人データは公開のデータとアクセス制限付きのデータに分けられます。

公開個人データは、カザフスタン共和国法令に基づいて機密性要件の対象とならない個人データまたは情報であり、データ主体の同意があれば、自由にアクセスすることができます。<sup>18</sup>

また、カザフスタン共和国には、個人データを含む特別なデータベースが存在します。しかし、それらへのアクセスは、データ主体の同意がある場合、または権限を有する機関の要請がある場合にのみ許されます。

(g) 個人参加の原則:

GRATA KAZAKHSTAN: はい。カザフスタン共和国法に違反して収集および処理されたデータ主体に関する情報は、データ主体またはその法定代理人の要求、裁判所の決定、その他権限を有す

---

<sup>14</sup> 個人情報保護法第 10 条第 1 項

<sup>15</sup> 個人情報保護法第 10 条第 3 項

<sup>16</sup> 個人情報保護法第 20 条第 2 項

<sup>17</sup> 個人情報保護法第 21 条

<sup>18</sup> 個人情報保護法第 6 条

る国家機関により、1 営業日以内に一般に公開されている個人データ源から排除されます。<sup>19</sup>

また、個人データの変更および追加は、データ主体またはその法定代理人の要求に基づき、所有者および(または)運営者によって行われます。<sup>20</sup>

個人データの収集と加工が、データ主体またはその法定代理人の同意なしに行われたことが判明した場合、個人データは破棄されます。当該破棄は、データ主体の要求に基づいて行うことができます。<sup>21</sup>

また、データ主体は以下の権利を有します。<sup>22</sup>

- 1) 個人データの所有者および(または)運営者、ならびに第三者の存在を知り、かつ以下の内容を含む情報を受領する権利
  - 個人データの収集と処理に関する事実、目的、ソース、方法の確認
  - 個人データのリスト
  - 個人データの保存条件を含む、個人データの処理条件
- 2) 関係書類により確認された根拠がある場合に、所有者および/または運営者に対して、個人データの変更および補足を要求する権利
- 3) 個人データの収集・処理条件の違反に関する情報があった場合に、所有者および(または)運営者、ならびに第三者に対して、個人データの遮断を要求する権利
- 4) カザフスタン共和国法に違反して個人データが収集・処理された場合、および個人情報保護法その他のカザフスタン共和国法で定められたその他の場合において、所有者および(または)オペレーター、ならびに第三者に対して、当該個人データを破棄するよう要求する権利
- 5) 個人情報保護法第 8 条第 2 項に規定されている場合を除き、個人データの収集、処理、一般公開されているソースにおける公表、第三者提供、および域外移転に関する同意を撤回する権利
- 6) 所有者および/または運営者が、一般公開されている個人データのソースにおいて、その個人データを流通させることに同意(拒否)する権利
- 7) 精神的および物質的損害の賠償を含む、自己の権利および正当な利益を保護する権利
- 8) 個人情報保護法その他のカザフスタン共和国法で規定されているその他の権利を行使する権利

(h) 責任の原則:

GRATA KAZAKHSTAN: はい。所有者および/または運営者、ならびに第三者は、個人情報保護

---

<sup>19</sup> 個人情報保護法第 6 条

<sup>20</sup> 個人情報保護法第 13 条

<sup>21</sup> 個人情報保護法第 18 条

<sup>22</sup> 個人情報保護法第 24 条第 1 項

法およびカザフスタン共和国政府の定める手続きに従って、個人データを保護するために必要な措置を講じる義務があります。上記措置は、以下を確保するものです。<sup>23</sup>

- 1) 個人データへの不正なアクセスの防止
- 2) 個人データへの不正アクセスを防止できない場合、不正アクセスの適時の検出
- 3) 個人データへの不正アクセスによる悪影響の最小化
- 4) 電子情報ソースに含まれるアクセス制限付き個人データの保存、処理、流通プロセスのセキュリティ調査を実施する目的で、国家技術サービスに対して、当該データを利用、保存、処理、配布する情報化施設へのアクセスを許可すること(ただし、権限ある機関が定めた手順に基づく)。

ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

(c) 目的明確化の原則

(d) 利用制限の原則

(e) 安全保護の原則

(f) 公開の原則

(g) 個人参加の原則

(h) 責任の原則

*GRATA KAZAKHSTAN:* カザフスタン共和国の法執行機関、裁判所、その他の権限を有する機関が活動を行う場合、およびカザフスタン共和国法の定める場合において、上記原則がすべて適用されない場合があります。

そのため、上述したように、個人データの収集と処理が、質問 d)で指定された場合、データ主体またはその法定代理人の同意なしに行われます。

#### IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個

---

<sup>23</sup> 個人情報保護法第 22 条第 1 項



人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

*GRATA KAZAKHSTAN:* 先述したとおり、カザフスタン共和国には個人データのデータベースが存在します。また、個人データへのアクセスは、データ主体の同意がある場合のみ可能です。ただし、裁判所やカザフスタン共和国の権限ある機関による活動の場合、データ主体の同意なしに個人データの収集を行うことができます。

ローカライゼーションに関しては、個人データの保存は、所有者および(または)運営者、ならびに第三者によって、カザフスタン共和国の領土にあるデータベース内で行われることに留意してください。<sup>24</sup>

カザフスタン共和国法は、個人データの保護を保証する外国の領土におけるデータベースの複製を認めています。<sup>25</sup>しかし、当該データベースは、一時的にはカザフスタン共和国域内に設置されなくてはなりません。

## V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

*GRATA Kazakhstan:* カザフスタン共和国デジタル開発・イノベーション・航空宇宙産業省  
Building 55/14, Mangilik el str., Nur-Sultan city, Republic of Kazakhstan.

---

<sup>24</sup> 個人情報保護法第12条第2項

<sup>25</sup> 個人情報保護法第16条第2項